厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令 和 ８ 年 １１ 月 ９ 日

担当

【照会先】
厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課　　長　　十倉　正直
副統括特別司法監督官　　大艸　豊誠
＜電　話＞０１１－７０９－２３１１
（　内線　３５４２　）

報道関係者　各位

外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った令和７年の監督指導の状況を公表します

北海道労働局（局長 村松（むらまつ）　達也（たつや））は、このたび、管下17の労働基準監督署（支署）が、令和７年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）の状況を取りまとめましたので、公表します。

〔監督指導結果等の概要〕

【技能実習生関係】

労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した584事業場のうち 449事業場(76.9%)。

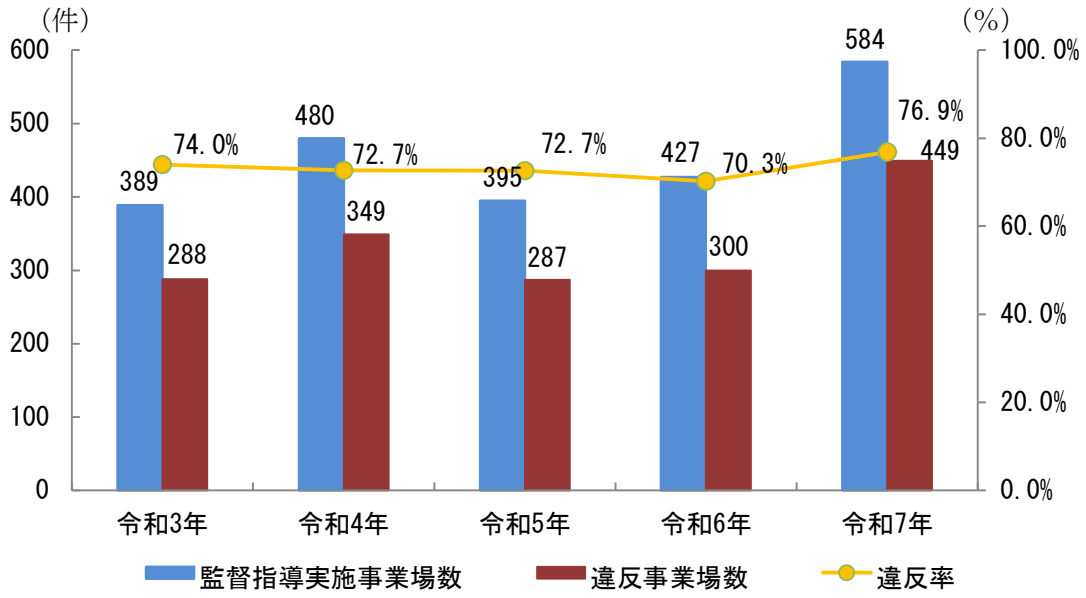
【特定技能外国人関係】

労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した484事業場のうち374事業場 (77.3%)。

北海道労働局では、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場や関係団体に対し、引き続き労働基準関係法令の周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対しては監督指導を行い、技能実習生又は特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

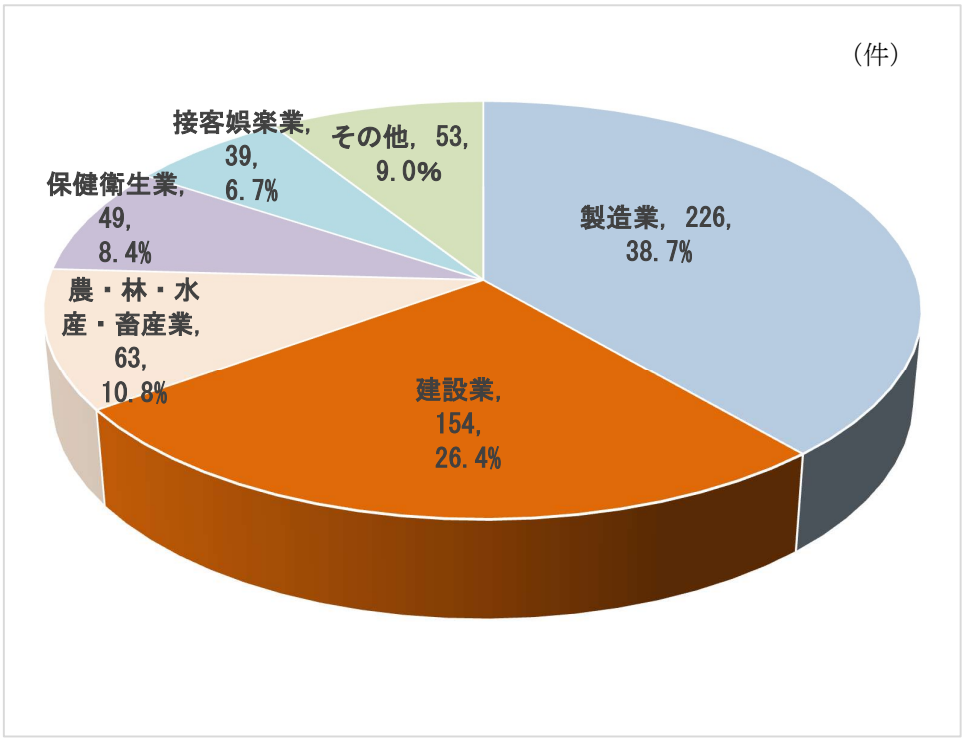
1　技能実習生を使用する事業場に対する監督指導状況

(1)　令和７年に、道内の労働基準監督署では、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる 584 事業場に対して監督指導を実施し、その 76.9%に当たる 449 事業場で同法令違反が認められました。

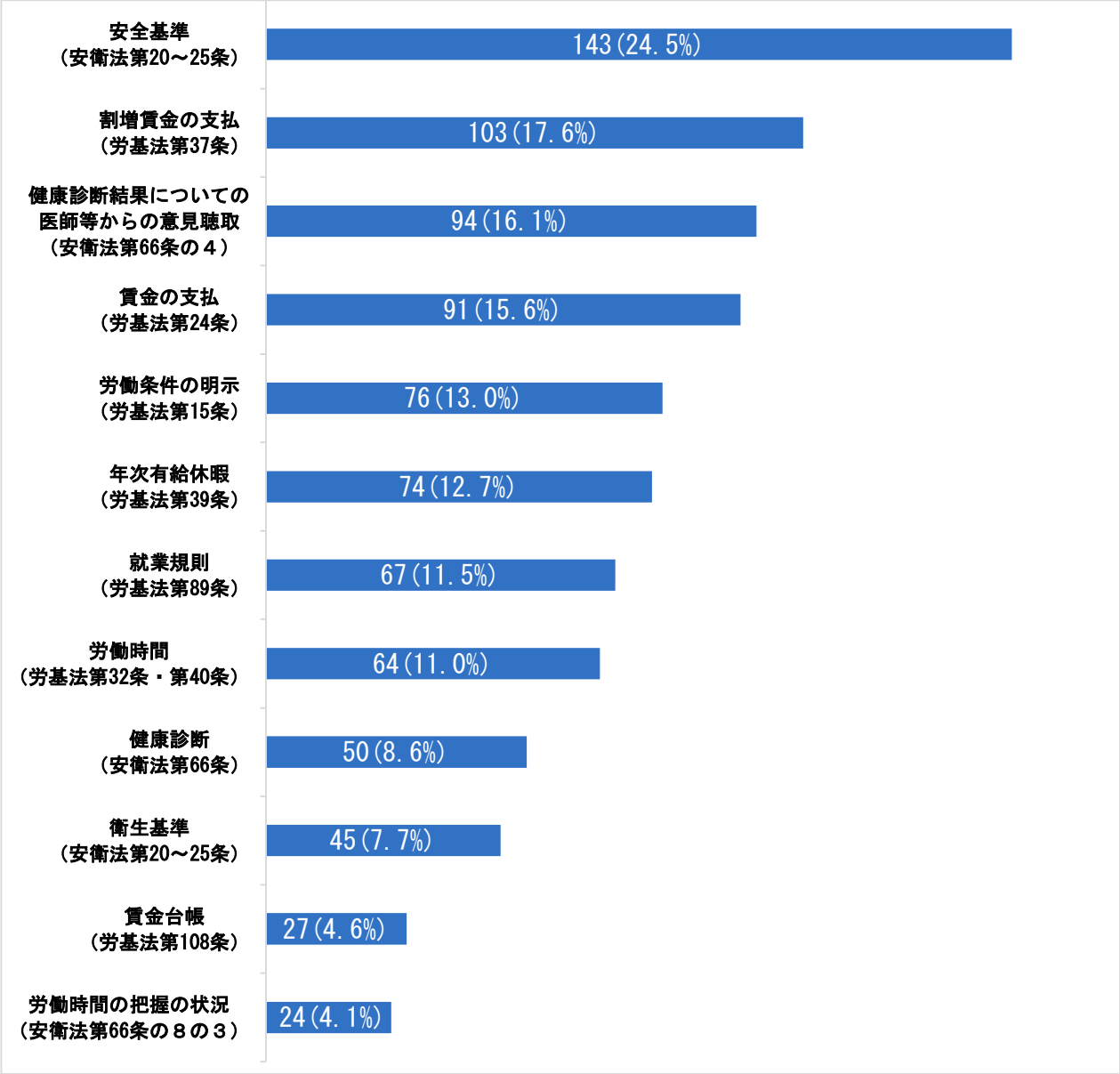


〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

(2)　主な業種別の監督指導状況は、次のとおりです。



（3） 主な違反内容は、①安全基準 143 件（24.5%、安全措置が講じられていない機械を使用させていた等）、②割増賃金の支払 103 件（17.6%、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていない等）、③医師の意見聴取 94 件（16.1%、健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていない）の順でした。

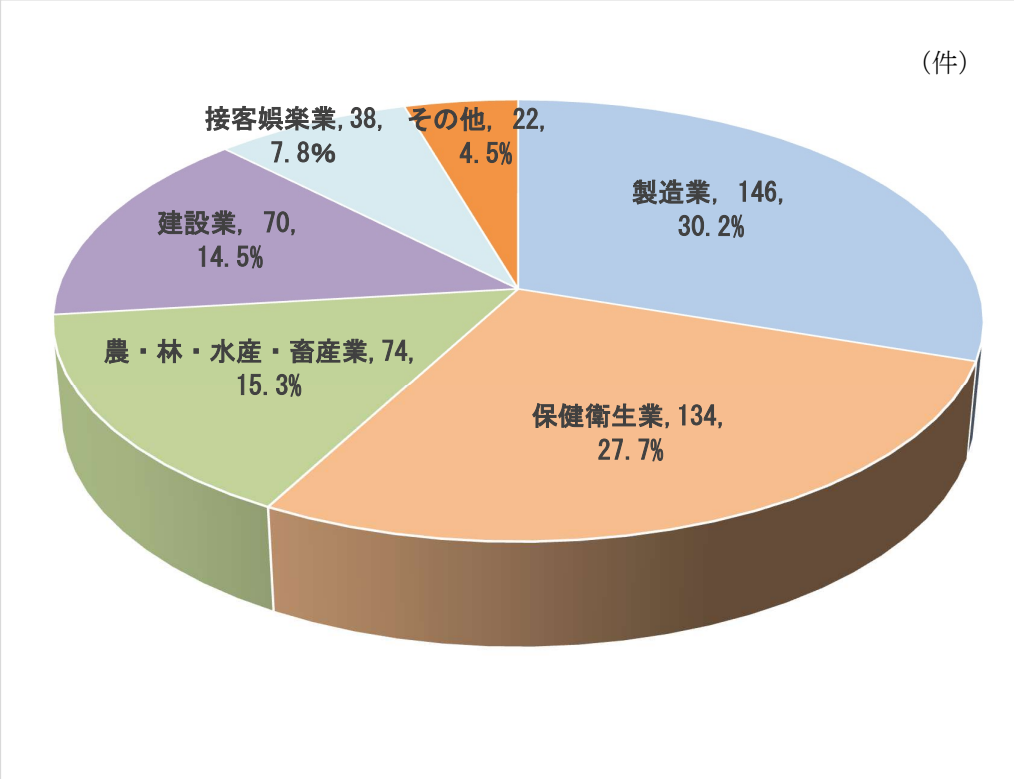


（注）監督実施事業場における違反項目別件数、１事業場で複数の違反が認められる場合があります。
上記の労基法は労働基準法、安衛法は労働安全衛生法の略語です。

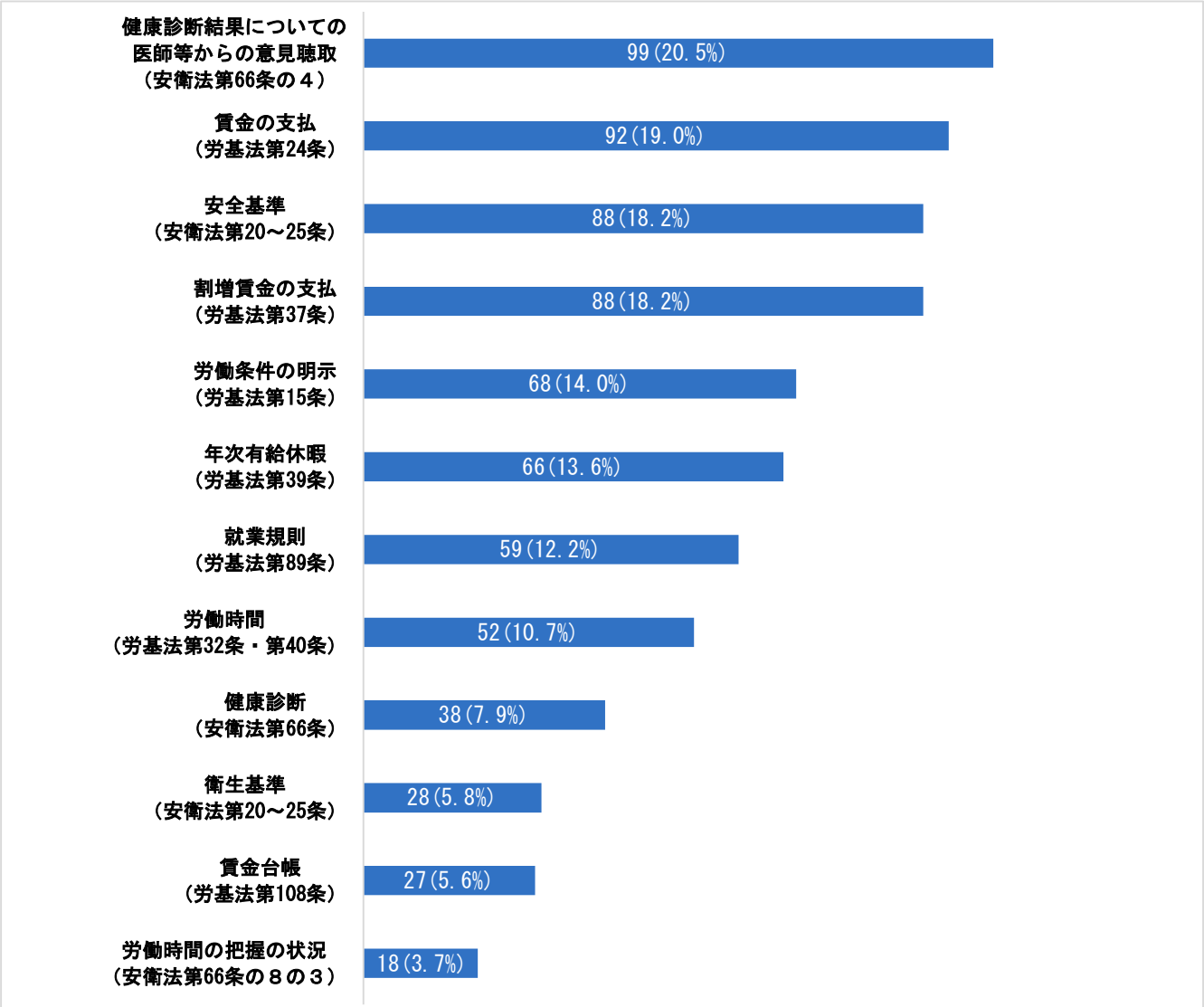
２　特定技能外国人を使用する事業場に対する監督実施状況

(1)　令和７年に、道内の労働基準監督署では、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる 484 事業場に対して監督指導を実施し、その 77.3%に当たる 374 事業場で同法令違反が認められました。

(2)　主な業種別の監督指導状況は、次のとおりです。



(3)　主な違反事項は①医師の意見聴取 99 件（20.5%、健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていない）、②賃金の支払 92 件（19.0%、賃金を適正に支払っていない）、③安全基準 88 件（18.2%、安全措置が講じられていない機械を使用させていた等）、割増賃金の支払 88 件（18.2%、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていない等）の順でした。



（注）監督実施事業場における違反項目別件数、１事業場で複数の違反が認められる場合があります。

上記の労基法は労働基準法、安衛法は労働安全衛生法の略語です。

３　外国人を使用する事業場に対する監督指導事例

【事例１】

【事案概要】
　建設業の事業場において、移動式クレーンにより荷を吊り上げていたところ、荷が振れて、荷の下で作業していた外国人労働者に当該荷が接触し負傷した事例

【労働基準監督署の指導等】
　移動式クレーンの作業において、荷の下への作業従事者の立入禁止措置を講じるよう是正勧告した。また、外国人労働者に対する安全教育の実施においては、作業における危険性や遵守事項について理解がしやすいよう、外国人労働者向けの教材を活用するなどにより行うよう指導した。

【事業場の対応】
　移動式クレーンでの作業において立入禁止措置を講じるとともに、外国人労働者に安全教育を行う際には、イラストなど視覚的にわかり易い資料の活用や作業の危険性を伝える場合に現場責任者が母国語で対応を行うなどを実施した。

【事例２】

【事案概要】
　製造業の事業場において、特別条項付き 36 協定を超える時間外労働を行っていること及び法定の割増賃金の支払が行われていない事例

【労働基準監督署の指導】
　外国人労働者に対し、特別条項付き 36 協定で定める１か月の協定時間を超える時間外労働（87 時間）を行わせていた。また、月 60 時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率である５割以上の率で計算した割増賃金を支払っていなかったため、是正勧告した。

【事業場の対応】
　不足していた割増賃金を支払うとともに、特別条項付き 36 協定の範囲で時間外労働を行うよう、労働時間の把握及び管理について改善を図った。